

役員等報酬規定

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人彩のかけはし(以下「法人」という)の役員等の報酬、賞与、費用弁償費、出張旅費、退任慰労金、弔慰金及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規定における役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。

- 2 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者を言う。
非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者を言う。

第二章 報酬等

(報酬)

第3条 継続且つ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案し・評価し、「別表1 役員等報酬表」及び「別表2 役員等賞与表」に定める基準額を理事会にて決定し、支給する。

- 2 常勤役員の通勤手当は、社会福祉法人彩のかけはしの給与規程に準ずる。
- 3 第1項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席した時、その他理事長の命を受けて法人又は事業所の運營業務に従事した時は、「別表4 報酬表」により支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、「別表3 常勤理事の報酬表(職員給与との併給)」の定めによるものとする。

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の役員等については毎月20日締切り、当月末日(当日が金融機関の休業日の場合は前営業日)に規定の金融口座に振り込むものとする。
 - (2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払うものとする。
- 2 報酬額の支払いは、源泉所得税を控除した額を支払う。

(実費弁償費)

第5条 役員会等への出席、法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、駐車場代、雑費等の諸経費はその使途を明記した領収書をもって実費を支給する。

第三章出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道、船舶、車輛、航空(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は「別表2」の日当の額を充てるものとする。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等の諸経費はその使途を明記した領収書をもって実費を支給する。

(出張旅費の仮受け及び精算)

第7条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮受けすることができる。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第四章 退任慰労金

(金額の支給・算定)

第8条 役員就任日を起算とし、一定の期間在任した役員等に対し退任慰労金を支給する。

- 2 退任慰労金の金額は「別表5 退任慰労金」の額を基準に理事会にて決定、支給する。
- 3 法人及び事業所運営において重大な過失及び不正等の事由により退任する場合には支給しない。

(支給の方法)

第9条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金又は本人が指定する金融口座に振り込むものとする。

第五章 弔 慰

(弔慰金)

第10条 役員が死亡した時は「別表6 弔慰金」の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を添えることができる。

第六章 付 則

第11条 この規定を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の承認を経なければならない。

付則

この規定は、平成29年10月1日より施行する。

この規定は、令和元年5月9日より施行する。

この規定は、令和6年4月21日より施行する。

別表1 役員等報酬表

役 職 名	報酬の額	勤務形態
理 事 長	月額 300,000 円	常勤勤務

別表2 役員等賞与表

役 職 名	賞与の額	勤務形態
理 事 長	夏季手当(6月) 200,000 円	常勤勤務
	冬季手当(12月) 200,000 円	

別表3 常勤役員の報酬表(職員給与との供給)

役 職 名	報酬の額	勤務形態
理 事	月額 20,000 円	常勤勤務

但し、上記報酬、賞与に関しては、法人半期決算により支給を判断する。

別表4 報酬表

業務内容	報酬
理事会出席	一回につき 4,760 円 (源泉徴収後 4,500 円)
評議員会出席	一回につき 4,760 円 (源泉徴収後 4,500 円)
評議員選任・解任委員会出席	一回につき 4,760 円 (源泉徴収後 4,500 円)
法人又は事業所の業務に関わった場合	一回につき 4,760 円 (源泉徴収後 4,500 円)

別表5 非常勤退任慰労金

名 称	算出額	
	在任年数	
理事 監事 評議員	9年以上	30,000 円
	5~8年	20,000 円
	1~4年	10,000 円

※在任期間が1年に満たない者については支給しない。

常勤理事退職慰労金

終報酬月額×在任年数

※10年を上限とする。在任期間が1年未満に満たない者については支給しない。

別表6 弔慰金

名 称	支給基準額	備 考
理事長	100,000 円	弔電・生花
その他職員等	50,000 円	